

一般社団法人 Nurture Arts TOON

令和8年度 とうおんアートフェスティバル 助成プログラム 募集要項

とうおんアートフェスティバルへの参加を通し、
東温市の文化芸術を一緒に盛り上げてくださる方を募集します！

ご提出いただいた内容を審査し、
採択された団体・個人に最大120万円を助成します。
予算規模の小さな団体向けや、他分野と芸術を横断する企画向けなど、
さまざまな助成メニューを用意しております。

ぜひ奮ってご応募ください。



【助成金交付の対象となる実施期間】

2026年8月1日（土）以降に開始し、**2027年2月28日（日）**までに終了する事業

【募集期間】

2026年5月25日（月）11:00から**6月19日（金）16:00**まで

とうおんアートフェスティバル助成プログラム募集要項 目次

本事業の実施にあたって	2
助成区分・助成対象となる事業	3
応募資格	4
助成金交付の対象となる事業期間	4
助成金の額・助成制度の仕組み	5
助成対象経費	6
その他事務局からの支援	7
助成金交付までの流れ・スケジュール	8
（1）事前相談（説明会・個別相談）	9
（2）申請（書類の提出方法）	9
（3）審査（審査基準・審査のプロセス）	10
（4）採択・不採択の決定と通知	10
（5）事業の実施	11
（6）事業報告書の提出	11
（7）助成金額の確定・交付	12
助成金交付決定後の対応・事業実施の際の注意事項について	12
個人情報の取り扱い	14
お問い合わせ	14
（別表）助成対象経費一覧表	15

本事業の実施にあたって

本事業は、一般社団法人 Nurture Arts TOON が東温市の委託を受け開催する「とうおんアートフェスティバル 2026」内のプログラムとして実施する文化芸術活動を公募し、採択された団体への活動支援を行うものです。

Nurture Arts TOON は、地域に寄り添った文化活動への支援を核としています。

多様な主体が相互に協力し、専門性や世代を超えて交わることで、東温市の豊かな文化を次世代へとつなぐ、持続可能なまちづくりを推進します。

私たちは、愛媛県内・東温市内の芸術文化の担い手を様々な形で支援することができるように、枠組みを変えながら、資金助成にとどまらない積極的な支援活動を行ってまいります。企画のブラッシュアップや広報協力など、事業の成功に向けて共に歩んでいきたいと考えています。

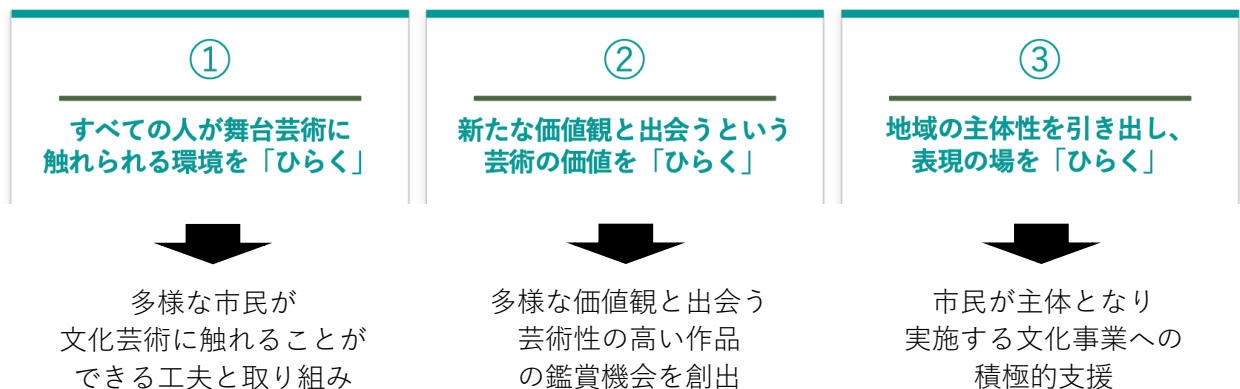
地域の芸術文化に誰もが触れ参加できる環境づくりと、芸術文化を通じた地域の活性化を目的とし、東温市の魅力を広く発信する創造的な取り組みを募集します。

皆様のご応募を心よりお待ちしております。

フェスティバルコンセプト

つながる、ひろがる、アートとわたしと東温市
～ 観て、体験して、表現する場を「ひらく」フェスティバルへ ～

フェスティバルのラインナップ選定と運営における基本方針



助成区分・助成対象となる事業

以下のA～Dの4つの区分で実施する事業に対して、事業経費の一部を助成します。事業内容と規模に応じて、以下の4つから区分を選択し、応募してください。いずれも、東温市内で実施し、自らが主催する、**公開を伴う活動**（公演、展示、アートプロジェクト等）を対象とします。

	区分	対象となる事業	本拠地・所在地
A	えひめ・とうおん 舞台芸術創造・発信支援	演劇、舞踊・舞踏、音楽、伝統芸能、その他複合的な舞台芸術活動。主には作品の上演や公開を実施する事業。	愛媛県内
B	とうおんクリエイティブ 活動推進支援	東温市内を拠点とする団体による、分野を問わない文化芸術活動（展示、映画、ワークショップ等）に関する事業。	東温市内
C	アートヴィレッジ スタートアップ支援	東温アートヴィレッジセンターを利用した、分野を問わない文化芸術活動（展示、映画、ワークショップ等）に関する事業。	愛媛県内
D	社会課題解決のための アート活動支援	社会課題に対して新たな視点を提示し、創造的な課題解決を目指す取組み。教育・福祉などアート以外の分野と協働して実施する事業など。芸術の分野は問わない。	愛媛県内

【対象とならない事業】

- (1) 既に企画制作されたパッケージを購入する「買い公演」や、営利を目的とする「招聘公演」など、地域との連携・地域への波及の要素が少ないと考えられる活動
- (2) 教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会などが行う稽古事や習い事等の講習会、発表会などの個人的活動や身内を主な対象にした活動
- (3) 十分な収入が見込まれ助成の必要がないもの
- (4) 東温市外での活動を主として実施するためのプレ事業としてのイベント実施など、東温市外での実施事業のために副次的に実施するもの
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反する活動

応募資格

以下の要件を満たしている団体・個人は本プログラムに応募することができます。

(1) 文化芸術活動を行う団体又は個人

(法人格の有無は問いません。任意団体でも申請できます)

なお、市町村や地方公共団体が出資する法人は対象となりません。

(2) 申請者（団体）の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

ア. 団体においては、団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

イ. 自ら経理し、監査することができる（団体の場合、会計組織を有すること）

ウ. 申請する活動を主催し、同活動に要する経費を負担すること

※申請資格がない団体・個人

- ・暴力団（平成22年愛媛県暴力団排除条例 条例第24号 第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員関係者（平成22年愛媛県暴力団排除条例 条例第24号 第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいるもの

助成金交付の対象となる事業期間

原則 2026年8月1日（土）から2027年2月28日（日）までに実施される事業

※事業終了後30日以内に事業報告書及び決算書を提出する必要があります。

2月中旬～下旬に事業を実施する団体は、3月7日の最終締切までに提出する必要があります。

※練習日や設営日・リハーサルは実施期間に含めません。

助成金の額・助成制度の仕組み

申請書の「収支予算書」に「支出」として計上できる経費のうち、Nurture Arts TOON が認める助成の対象となる支出が「助成対象経費」です。助成金ではその経費に対して、補助率分の金額を助成します。各区分の助成申請額の上限・補助率は、次表のとおりです。

	区分	助成上限額	補助率	採択予定数
A	えひめ・とうおん舞台芸術創造・発信支援	1,200,000 円	2/3 以内	2 件
B	とうおんクリエイティブ活動推進支援	250,000 円	1/2 以内	3 件
C	アートヴィレッジスタートアップ支援	150,000 円	会場費の 10/10 以内	3 件
D	社会課題解決のためのアート活動支援	400,000 円	2/3 以内	1 件

算出された助成額の端数 1,000 円未満は切り捨てとなります。

助成額の考え方

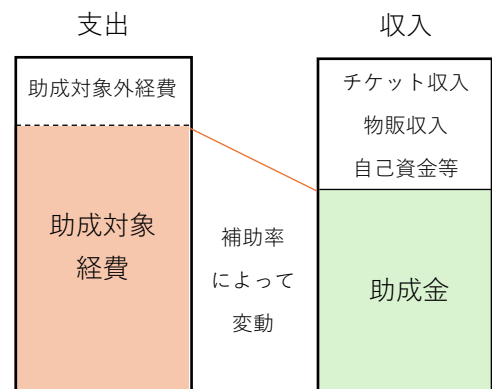
申請した事業において、「助成対象経費」に対し、上限額以内で補助率以内の額を支援します。

なお、採択時の助成金交付決定額は、審査基準や当助成プログラムの予算額等を総合的に勘案し、算定するため、申請額に満たない場合があります。

また、報酬やスタッフ費、企画制作料などにおいて、一般的な金額や他企画と比較し、明らかに高額と思われる支出は、聞き取りなどを行います。そのうえで、不適切と判断された場合は減額となります。また、採択事業の終了後、決算書等から不適切と判断される事例が確認された場合は、助成額の返還を求める場合があります。

【例 1】 区分 A：えひめ・とうおん舞台芸術創造・発信支援
支出合計が 180 万円、その内「助成対象経費」が 150 万円の場合、助成額は 2/3 の 100 万円となります。

【例 2】 区分 B：とうおんクリエイティブ活動推進支援
支出合計が 45 万円、その内「助成対象経費」が 40 万円の場合、助成額は 1/2 の 20 万円となります。



【区分 C：アートヴィレッジスタートアップ支援について】

この区分では、アートヴィレッジセンター利用に係る会場使用料及び備品設備使用料のみを「助成対象経費」とし、上限 15 万円で 10/10 を支援します。

申請できる件数等について

- 同一申請者から2件まで申請が可能です。複数申請する場合は、事業ごとに提出書類一式を提出してください。なお、助成対象期間内に同一の趣旨・目的で複数の企画（定期的な企画など）を1件として申請することもできますが、同一事業として認められない場合もあります。
- 同一申請者が、同一の事業を、2つの区分まで並行して申請することが可能です。
(例：区分Aと区分Bに同じ企画で並行して申請する)
ただし、重複して採択されることはありません。また、予算規模や内容に応じて、事務局より区分の変更を依頼する場合があります。

他の団体からの助成等について

本助成プログラム以外の公的機関や民間の助成団体からの助成金・補助金の交付、企業協賛金等の有無は採否に影響はありません。申請の際に、収支予算書「その他の収入（他の助成・補助）」の欄に、その旨を必ず記入してください。

他の助成を受ける場合は、「助成対象経費」からその助成額を差し引いた金額（A）と規定の補助率で算出した支援額（B）の金額を比較して、低い額が本プログラムにおける助成金額となります。申請中で採否が確定していない場合は、採択された場合と非採択だった場合の2種類の予算書を提出してください。

【例1】区分Aで支出合計が320万円、助成対象経費が300万円、他団体から200万円の助成を受ける場合、助成額は $[300\text{万}-200\text{万}=100\text{万円}]$ （A）と $[300\text{万円の}2/3=\text{上限}120\text{万円}]$ （B）を比較し、金額の少ない100万円となります。

【例2】区分Bで支出合計が35万円、助成対象経費が30万円、他団体から10万円の助成を受ける場合、助成額は $[30\text{万}-10\text{万}=20\text{万円}]$ （A）と $[30\text{万円の}1/2=15\text{万円}]$ （B）を比較し、金額の少ない15万円となります。

助成対象経費

「助成対象経費」は、応募する活動の実施に直接的に係る経費で、その性質に照らして助成を行うことが適当であると認められる経費です。「助成対象経費一覧表」（別表・p.15）にて定めておりますのでご確認ください。

※原則として、助成対象期間内に支払いが発生した経費が対象となります。

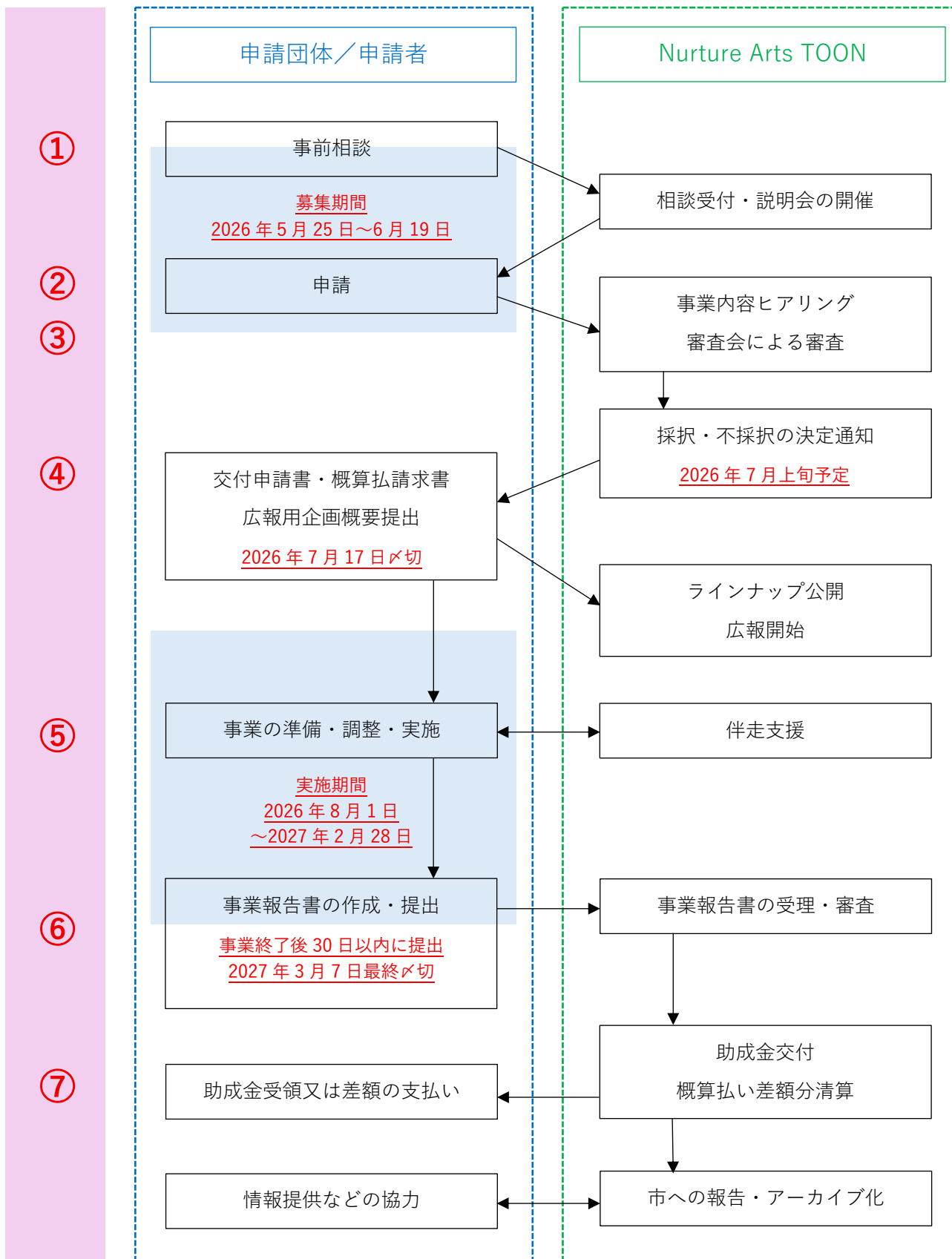
※東温市以外で実施される公演等の経費は助成対象となりません。複数会場での公演の場合、全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、市内での活動に該当する経費のみ計上してください。

その他事務局からの支援

採択団体には、助成金の交付だけでなく、申請者の主体的な活動や取り組みの状況に応じて、事務局より以下のサポートを提供します。

<p>広報協力</p>	<p>フェスティバル公式ホームページへの情報掲載や、市運営施設へのチラシ配布、広報とうおんへの掲載、フェスティバル・Nurture Arts TOON・東温市 SNS への情報掲載、広報動画の作成・発信、東温アートヴィレッジセンターとの広報連携など。</p>
<p>施設利用料の減免・スケジュール調整</p>	<p>東温アートヴィレッジセンターを利用する団体は、以下の特別価格でシアターNEST、アトリエ NEST 及びリハーサルホール NEST がご利用いただけます。(備品使用料・空調使用料含む)</p> <p>●劇場入り～本番 6日以内の連続利用 一律 150,000 円 (参考：シアター 一般利用の場合(空調あり+機材セット)286,460 円) ※上記参考は例です。本番日数や祝日の有無により変動します。</p> <p>●7日以上の連続利用 1日につき 一律 25,000 円</p> <p>●実施事業の稽古等での利用 計 50 時間以内 一律 40,000 円 計 51 時間以上 100 時間以内 一律 80,000 円</p> <p>※稽古利用については一般予約や他プログラムとの調整を図るため、会場や使用日時の相談をさせていただくことがあります。</p> <p>※助成区分「C アートヴィレッジスタートアップ支援」では、減免は適用されず、一般料金での利用となります。</p> <p>東温アートヴィレッジセンター利用におけるスケジュール調整や使用備品申請など、事務局が間に入って相談できます。</p> <p>その他、市の施設を利用する際は担当の市役所職員にお繋ぎします。</p>
<p>会員の観劇（事務局予約枠）</p>	<p>とうおんアートフェスティバル会員（最大 40 名）への直接の宣伝、予約の取りまとめなどを事務局が担当します。</p>
<p>事業の内容、推進方法、広報等に対する相談受付</p>	<p>事業の推進にあたっての困り事などに対して随時相談を受け付けます。また、外部スタッフや関係者など、必要に応じて可能な限りの紹介や橋渡しを行います。</p>
<p>事務局スタッフの事業への派遣（有料）</p>	<p>予算に応じて、現場に事務局スタッフを派遣することも可能です。どのような業務でどのような人材が必要か、事前にご相談ください。最適なプランをご提案します。</p> <p>※事務局のスケジュールによっては、お引き受けできないこともございます。ご了承ください。</p>

申請から助成金交付までの流れ・スケジュール



(1) 事前相談（説明会・個別相談）

応募団体は、以下のとおり実施する説明会もしくは個別相談どちらかに必ず参加してください。

募集内容説明会

下記の日程で実施します。予約不要です。応募を検討されている方はぜひご参加ください。

6月3日（水）19:00～20:00 要項についての説明、応募の手順等について、質疑応答

会場：東温アートヴィレッジセンターアトリエ NEST

個別相談

クールス・モール（東温市見奈良 1125 番地）2F の Nurture Arts TOON 事務所にて、公募情報公開後の5月21日（木）から募集終了日の6月19日（金）の間中、随時応募に関する相談を受け付けます。担当職員が不在の場合もございますので、ご相談希望日時・方法を Nurture Arts TOON までお電話・メール等でご連絡ください。

※対面又はオンラインでの相談が難しい場合は、お問い合わせください。

(2) 申請（書類の提出方法）

申請に必要な書類を各団体で作成・用意し、Nurture Arts TOON へメール、郵送、持参いずれかの方法で提出してください。メールの場合は件名を「2026年度とうおんアートフェスティバル助成プログラム」としてください。申請書の様式については、Nurture Arts TOON の web サイトに掲載しているデータをダウンロードしてください。事務所でも紙媒体のものを配布いたします。

応募期間は 2026年5月25日（月）11:00 ～6月19日（金）16:00 必着 です。

期限を過ぎて提出されたものに関しては、原則認めることができません。

【必要書類】

①助成申請書（様式第 1-1 号）

②申請者の概要（様式第 1-2 号）

③事業収支予算書（様式第 1-3 号）

④団体の規約（定款等）※個人で応募する場合、この書類は不要です。

⑤過去の活動がわかる資料（任意様式）

※過去に実施した事業のプログラム、チラシ等を添付してください（申請内容の参考になるものや特に重要と考えるもの）。

※動画や音源の資料を添付する場合は、パソコンで再生できる形式のものを動画共有サイトにアップロードし、該当ページの URL を共有してください。

(3) 審査（審査基準・審査のプロセス）

審査員による審査会を開催し、規定の評価項目に沿って審査します。提出された申請書類により、審査の観点に沿った内容であるか、審査基準を満たしているかを、専門的な見地も踏まえ判定し、審議を経て採択を決定します。

【審査の観点】

○…審査対象項目／◎…特に重視する点

評価項目	審査の観点	助成金の区分 (p.3を参照)			
		A	B	C	D
実現性	企画力、体制、スケジュール、広報戦略が具体的かつ妥当なものか。 予算について、資金の確保や使途の妥当性など、現実的な収支計画かどうか。	○	○	○	○
創造性	固有の特色を活かした個性的な事業となっているか。芸術的成果を挙げることを期待できるかどうか。	◎	○	○	
方向性	事業の趣旨、目的がフェスティバル事業のコンセプトに合致しているか。	○	◎	○	○
社会性・地域性	他分野との連携などにより、芸術と社会をつなぎ、地域や市民との関わりにおいて新たな可能性が感じられる企画かどうか。				◎
継続性・発展性	助成事業を通して、将来的に更なる活動の広がりが期待できるか。今後も東温市で文化芸術活動を続けることが見込まれるか。	○	○	◎	○

(4) 採択・不採択の決定と通知

審査の結果は7月上旬を目途に申請者への通知書の郵送とメールの送付によって、採否をお知らせします。区分の変更を条件とした採択や、助成金額の減額など、審査において、採択に条件が付されることがありますので、事業内容の再調整をお願いする場合があります。

採択の通知後、実施と助成金交付のために交付決定の手続きが必要となります。

2026年7月17日（金）までに以下の書類を Nurture Arts TOON に提出してください。

【必要書類】

- ①交付申請書（様式第 2-1 号）
- ②助成申請書（再提出）（様式第 2-2 号）※助成額や区分変更がある団体は提出
- ③事業収支予算書（再提出）（様式第 2-3 号）※助成額や区分変更がある団体は提出
- ④助成契約書（様式第 2-4 号）
- ⑤概算払申請書（様式第 2-5 号）※概算払いを希望する方はご提出ください

【助成金の概算払いについて】

希望者に対し、助成決定金額分を上限に概算払いが可能です。

概算払いを利用した場合、報告書の提出の際に予算段階から事業費が縮小され、最終的な助成金額が変わったことが確認された段階で、その差額分を返還する必要があります。

（5）事業の実施

事業実施から完了までの間、状況に応じて Nurture Arts TOON と打ち合わせを行ってください。会場料の相談やスケジュール調整、広報物の確認など、適時相談と確認を行いながら事業を実施していただくようお願いします。

事業実施の際の注意事項については（p.12）を参照してください。

（6）事業報告書の提出

事業が終了してから 30 日以内に、以下の書類を Nurture Arts TOON に提出してください。

2 月中旬以降に事業を実施する団体は、3 月 7 日が最終締切となりますのでご注意ください。

【必要書類】

- ①事業報告書（様式第 3-1 号）
 - ②事業収支決算書（様式第 3-2 号）
 - ③経費執行に係る証拠書類（領収書等の写し）
 - ④動員・参加者集計表（任意様式）
 - ⑤事業で作成した資料・広報物（チラシなどの印刷物、アンケート集計結果）
 - ⑥活動の様子がわかる資料（写真 20-30 枚程度（公開可能なもの）、当日の記録映像）
- ※⑤⑥の資料に関しては、ご連絡いただければ 30 日以内でなくても構いません。

提出いただいた事業完了報告書等の内容は、Nurture Arts TOON にてアーカイブ化を行い、報告冊子や web サイトにて掲載・公開します。

(7) 助成金額の確定・交付

完了報告書の審査後、助成金を交付します。

支出が予算額より少なくなった場合や、提出された収支決算書に助成対象経費外の支出などがあつた場合は、再計算した金額を元に助成額を減額する場合があります。

なお、助成対象経費が予算時より大きくなった場合においても、交付決定時の助成額より、増額されることはありません。

概算払いを利用した団体につきましては、最終的な助成額が減額された場合、概算払いで助成した額との差額分をお支払いいただきます。

助成金交付決定後の対応・事業実施の際の注意事項について

助成名義・フェスティバル運営者及びロゴマークの表示について

チラシ、ポスター、プログラムなど広報物を作成する際は、媒体に関わらず、以下の通りクレジットを掲載し、とうおんアートフェスティバルの参加事業であり東温市の助成事業であることを明記してください。

また、校正段階で Nurture Arts TOON の確認をとってください。

【記載例】

とうおんアートフェスティバル 2026 （←タイトル前に記載してください）

〇〇公演『タイトル』

（↓共催・協力・助成に以下を加えてください）

共催：東温市

協力：一般社団法人 Nurture Arts TOON、東温アートヴィレッジセンター

助成：令和8年度とうおんアートフェスティバル助成プログラム

名義の他に、とうおんアートフェスティバルのロゴマークと、Nurture Arts TOON のロゴマークを広報物に表示してください。ロゴデータにつきましては Nurture Arts TOON の web サイトに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

とうおんアートフェスティバル支援会員割引のお願い

年間を通しての来場者を増やすことを目的として、支援会員制度を導入し年間パスポートの販売を検討しております。採択者にはラインナップ参加事業として、1企画あたり最大40名分の座席をチケット販売開始日から1週間確保していただくようお願いします。事務局で予約を取りまとめ、報告させていただきます。

また、会員となる最大40名は、チケット価格から1,000円引きの料金でご案内いただくようお願いいたします。通常料金から1000円引きの会員料金×20名～40名分の想定のもと、予算組みをお願いいたします。

活動に関する情報の公開

採択された事業について、申請者・団体の名称、事業の概要、作品内容、公演写真等の情報を、Nurture Arts TOON web サイト等や事業報告冊子等の広報資料で公表します。

提供いただいた写真等を東温市及び Nurture Arts TOON が今後の広報や市の活動の報告等で利用することがあることをご了承いただいた上でご応募ください。

支払に係る証拠書類の収集・保存

事業報告に伴う会計書類として提出いただく証拠書類（領収書等の写し）は、記載の名称を必ず申請団体・個人名と一致させ、発行日、宛名、発行者の名称・住所・押印、明細が記載されていることを確認してください。

各企画者は助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払に係る証拠書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

Nurture Arts TOON が受け入れる視察・取材等への協力

関係者による視察や訪問、フェスティバル全体で受け入れる取材・撮影等に協力をお願いします。また、各企画者が受け入れを行う取材等について、メディア等での公開・掲載がありましたら、事前に Nurture Arts TOON への情報提供をお願いします。

実施に際しての留意点・配慮

助成対象事業を実施するにあたっては、利用者、来場者等の安全等に配慮してください。

万一事故等が発生した場合に備え、あらかじめ保険に加入しておくなど、責任をもって対処し、速やかに状況を報告してください。

また、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどのハラスメントについても、自身が加害者になりうるということに十分留意し、十分な対策を講じてください。

Nurture Arts TOON では、これらの事象に対する責任は負いかねますので、あらかじめご承知ください。

事業を変更・中止する場合

事業内容の変更又は事業を中止する場合は、承認申請書などの提出が必要です。

変更の承認を受けずに変更、中止をした場合は、助成金の支払ができない場合がありますので、必ず事前に（変更又は中止の検討を始めた時点で）Nurture Arts TOON へ状況を報告してください。

災害や事故、感染症等の影響により止むを得ず公演を中止・変更する場合や、判断が困難な場合は、承認申請書の提出に先立ち、直ちに電話等でご連絡ください。なお、警報の発令等による市からの要請に基づき、事務局から中止等を求められた場合は、その決定に従ってください。

個人情報の取り扱い

本助成プログラムへの申請に際して収集した個人情報については、一般社団法人 Nurture Arts TOON が厳重に管理し、以下の目的にのみ利用します。また、審査や事後評価等、運営に必要な範囲において外部有識者や東温市に提供することがあります。

- ・ 助成事業に関する事務手続きのため
- ・ 助成金の募集をはじめとする本事業に関連する案内・周知・広報のため
- ・ 本事業の記録と東温市への報告のため

お問い合わせ

一般社団法人 Nurture Arts TOON

[令和8年度 とうおんアートフェスティバル事務局]

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良 1125 番地 レスパシティ/クールス・モール 2F

電話 089-916-5601（月・水・木・土の11時～16時まで ※祝日休業）

メール contact@n-arts-toon.com

ウェブサイト <https://n-arts-toon.com/>

別表

助成対象経費一覧表

費目	細目	内容
作品制作費	出演料	俳優・舞踊家等出演料、スウィング料、演奏料など
	文芸費	演出料、構成料、振付料、作曲料、作詞料、演出助手料、脚本料、翻訳料、著作権使用料、楽曲使用料、企画制作費※など ※企画制作費は団体の管理経費でなく、対象活動に直接関わるスタッフ人件費が対象です。
	舞台費	舞台監督料、大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費、機材レンタル費、衣装製作費、メイク費など ※原則団体や個人の資産となるような高額な備品は購入禁止。
	謝金	講師謝金、会場整理員謝金、託児謝金、票券管理スタッフ謝金など
会場費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、稽古場借料等
旅費運搬費	運搬費	道具運搬費など
	旅費	渡航費、交通費、燃料費※、宿泊費※ ※燃料費は、公演の実施にかかる期間（原則劇場入り期間以降。遠方の出演者の移動の費用としては計上可。稽古などの期間の計上不可）の出演者・スタッフの移動に係るガソリン代を1kmあたり22円で移動距離を計算し、算出すること。 ※宿泊費は事業に関する最低宿泊日数とし、1泊あたり12,000円を上限とする。
広報宣伝・記録費	通信費	DM・案内状・チラシ等送付料
	宣伝費	広告宣伝費、チラシ等デザイン費
	印刷費	チラシ・パンフレット印刷、台本印刷費、ポスター
	記録費	録画・録音、写真撮影費など
雑費		企画単位で加入する保険料、振込手数料、代引手数料など

助成対象外経費 (収支予算書には記載)	航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金など）、物品販売等のグッズ作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等含む）、コンクール等の賞金
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

収支予算書／決算書に記載できない経費 (助成対象外経費にも記載不可)	<ul style="list-style-type: none"> ○団体や個人の財産となるものの購入費（公演に特別関わると断定できない特に高額なもの（美術作品の購入費、楽器購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費等） ○事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、職員給与等的人件費、ウェブサイト運用費等） ○クラウドファンディング手数料・返礼品経費 ○飲食に係る経費（取材・打合せ時の飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当等） ※小道具として飲食物などを購入する場合は経費として認める場合があります。 ○記念品代、御礼状やチケットケース代など、身内で共有されるものに関する経費 ○そのほか、使途が曖昧な経費
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※この表に該当しない経費については、お問合せください。